

産廃優良性
評価制度

見直し議論スタート

推進委

10年度改定視野に

認定書発行等も議題

産業廃棄物処理業優良性推進委員会（委員長・北村喜宣上智大学教授）が先月28日に開かれ、今年度の事業計画が確認された。普及啓発活動などに取り組むほか、来年度にかけて制度のあり方について検討して2010年度改定を視野に入れた見直し議論がスタートした。同制度は開始から4年目を迎えたが依然として認定業者数は伸び悩み、排出事業者からも有効活用されていないと、抜本的な検討を行うべきとの声も上がっている。また、見直しに先駆けて認定書を発行することも議題に上がったが、いっしょの課題を残す状況となった。

運用開始から4年目となる同制度は、まだ自治体間でも運営に温度差があり、独自制度を持つ自治体もある。適合基準確認を受けた事業者数は9月末現在で国の制度で238、都道府県による随時受け付けで1400ほどとまっている。排出事業者の認識も不十分だ。こうした状況を踏まえ、来年度で制度開始から5年という区切りを迎えるにあたり、見直しの検討に着手した。

これまでの実績や昨年度まで行ってきた調査結果などを基に関係者へのヒアリングなども行って、理想的な制度のあり方について議論して方針だ。今回の委員会

あつた。処理側へのメリットとして、アポイントしやす

るといふ案が出ている。しかし、これについても自治体、環境省、業界団体などごとを実施主体とするか、法令違反があった場合の回収をどうするかなど課題が残った。適合確認を行うのは自治体なので、自治体の反対があれば実施は困難となりそう。

同制度は規制強化一辺倒で来た環境省の産業廃棄物で、各方面から注目を集めたが、十分機能を発揮しているとは言えず、制度発展への一歩の岐路に立

環境新聞
平成20年11月5日